

令和2年4月10日

保護者の皆様へ

調布市教育委員会教育部学務課長
調布市立緑ヶ丘小学校長

臨時休業に伴う給食費の取扱いについて

日頃より、学校給食の運営に御理解・御協力いただきありがとうございます。

この度、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、5月6日まで臨時休業を実施することとなりました。臨時休業期間中の学校給食費（食材費）については、以下の通りといたします。

記

1 小学校の対応

- (1) 4月分の給食費は全学年徴収しません。
- (2) 1年生と転入生については、6月の給食費引落とし時に5月分を合算し、2か月分徴収します。
- (3) 2年生から6年生については、昨年度3月分の給食費を5月分の給食費に充当することとし、不足する給食費については令和3年3月分の給食費で精算します。6月の給食費引落とし時は、6月分のみ徴収します。

- 2 問合せ 【給食費について】学務課保健給食係（042-481-7476）
【徴収額について】緑ヶ丘小学校事務室（03-3308-6166）